

第 3 1 回

島原市農業委員会総会議事録

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については削除しています。

平成 2 8 年 1 2 月 2 6 日 (月) 午後 4 時 0 0 分より
於：島原市有明文化会館 2 階 多目的ホール 1

第 3 1 回 島原市農業委員会総会

1. 開会日時 平成 2 8 年 1 2 月 2 6 日 (月) 1 6 時 0 0 分
2. 閉会時間 平成 2 8 年 1 2 月 2 6 日 (月) 1 7 時 0 1 分
3. 開催場所 島原市有明文化会館 2 階 多目的ホール 1
4. 出席委員者の数 3 1 名
5. 欠席委員者の数 0 名
6. 議案
 - 第 1 号議案 農地法第 3 条第 1 項 (所有権移転) の規定による許可申請について
 - 第 2 号議案 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 第 3 号議案 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について
 - 第 4 号議案 非農地証明願について
 - 第 5 号議案 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画 (案) について
 - 第 6 号議案 中間管理機構を介した農用地利用配分計画 (案) について
7. 報告事項
 - 報告第 1 号 合意解約通知書について
 - 報告第 2 号 使用貸借解約通知書について
 - 報告第 3 号 農業用施設届について

午後 4 時 0 0 分開始

議長

皆さんこんにちは、只今より、第31回島原市農業委員会の総会を開催します。

農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

議事録署名委員の指名につきましては、島原市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議長が指名することになっており、・番・・・・・・委員、・番・・・・・・委員を指名します。

議長

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請1番から4番を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局

第1号議案 農地法第3条（所有権移転）の規定による許可申請の1番から4番について説明します。

1番の譲渡人は、・・の・・・・・・さん、譲受人は、子で同居の・・・・・・さんです。畑1筆500平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は5,520.96平方メートルで、農機具は、トラクター1台、テラー1台、耕うん機1台、動噴1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、2番の譲渡人は、・・・・・・の・・・・・・さん、譲受人は、・・の・・・・・・さんです。畑1筆181平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は15,151.42平方メートルで、農機具は、トラクター2台、管理機1、タイヤシャベル2台、リフト3台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、3番の譲渡人は、・・・・・・の・・・・・・さん、譲受人は、・・・・の・・・・・・さんです。畑1筆1,065平方メートルを売買するための申請です。

取得後の耕作面積は21,917平方メートルで、農機具は、トラクター3台、マルチ1台、管理機2台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

次に、4番の譲渡人は、・・・・・・の・・・・・・さん、譲受人は、・・の・・・・・・さんです。畑1筆682平方メートルを贈与するための申請です。

取得後の耕作面積は10,191平方メートルで、農機具は、トラクター1台、耕うん機1台、軽トラック1台、コンバイン1台を所有しており、すべての許可要件を満たしております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

1番について、・番・・・・・・委員。

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の譲受人は、農家で39年の農作業暦があります。

水稻、里いも、さつまいもを作付し、通作距離は自宅から車で5分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に2番について、・・・番・・・・・・ 委員。

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の譲受人は、農家で23年の農作業暦があります。

妻、母、従業員の5人で酪農を営んでおり、とうもろこしを作付し、和牛200頭、乳牛60頭を肥育し、通作距離は車で5分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に3番についても、・・・番・・・・・・ 委員。

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の3番について報告します。

3番の譲受人は、農家で23年の農作業暦があります。

妻、父、母の4人で農業を営んでおり、ニンジン、ダイコン、ハクサイを作付し、通作距離は車で5分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

次に4番について、・・・番・・・・・・ 委員。

現地調査員

第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の譲受人は、兼業農家で15年の農作業暦があります。

妻と母の3人で農業を営んでおり、水稻、にんじん、そら豆、ブロッコリーを作付し、通作距離は自宅から歩いて3分ということで、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありましたが、第1号議案の1番から4番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第1号議案の1番から4番は許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第1議案 農地法第3条(所有権移転)の規定による許可申請の1番から4番は許可することに決定します。

次に、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について説明します。

1番の申請人は・・・の・・・さんで、申請地1, 105平方メートルを、庭石等の石材置き場として利用したいとの申請です。

申請地は、農振地域内の農用地外で農地の集団性が10%未満であることから、第2種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・番・・・・委員

現地調査員

第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・の一角にあり、北側は里道を挟んで農地、東側は道路及び河川、南側及び西側は水路を挟んで農地となっております。

雨水は自然流下するというので、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第2号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請1番については許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について説明します。

1番の譲渡人は・・・・・・の・・・・・・さん、譲受人は・・・・・・の・・・・・・さんで、申請地373平方メートルを譲り受け、木造平屋建て住宅を建築したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・番・・・・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番について報告します。

1番の申請地は・・・・・・の一角にあり、北側は宅地、東側は道路、南側は農地、西側は譲渡人の雑種地となっております。

雨水は自然流下及び溜柵を経由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を経由して道路

側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請1番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の1番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の1番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について説明します。

2番の譲渡人は・・・の・・・さん、譲受人は・・・の・・・さんで、申請地379平方メートルを譲り受け、木造平屋建て住宅の建築及び住宅への進入路にしたいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、北側は宅地、東側は宅地及び雑種地、南側は譲渡人の農地、西側は道路となっております。

雨水は溜桝を經由して道路側溝へ、汚水及び生活雑排水は合併浄化槽を經由して道路側溝へ放流となっており、問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今、説明がありました。第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請2番について、ご意見等がありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の2番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の2番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の3番を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請3番について説明します。

3番の譲渡人は……の……さん及び……の……さん、譲受人は……の……さん、……さんで、申請地1, 892平方メートルを譲り受け、……番……番・合併に鉄骨造り平屋建て倉庫を建築するとともに、資材置き場及び駐車場として利用し、……番・を大型車両の進入路として利用したいとの申請です。

申請地は、都市計画区域内の第一種住居地域であることから、第3種農地と判断しております。

被害防除計画は別途添付しておりますので説明を省略いたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

…番 …… 委員

現地調査員

既存の市道側溝に流し込んで大丈夫なのか。

近隣の方の同意は取れているのかとの指摘がありました。

その後、施行者より計算書及び変更後の施行図面等の提出があり、調査・確認を行いましたので報告いたします。

お手元に配付の計算書等をご覧ください。

この流量計算書は市内の行政書士が施行者の依頼を受けて、マンシングの公式を活用し計算したもので、県の開発行為等時には「開発許可申請等手続きのてびき」（県土木部建築科発行）に、この計算式を使うように記載されてあります。

この公式に、30年に1回の大雨時の数値 144.2mm/10分間をあてはめて計算した数値となっています。

新たな駐車場アスファルト舗装約0.16haを造ることについて、相当の水量になるのではないのかとの懸念について、ここに調整池を設置することにより、一度に多量の雨が降った時に、一度に流すのではなく、100mm管分しか流出せず、流出を抑える機能を持ちます。

調整池を設置しない場合の流出量は0.038m³/秒となり、設置後は0.023m³/秒となっており、現状よりは多く流れ出ないとなっています。

なお、進入路及び緑地の流出量については、状態が現状と同じですので、余り変わらないと聞いています。

そして、既存の市道側溝への接続ですが、市の側溝は幅300mm、深さ400mmの断面があり、流出能力は0.380m³/秒の流出能力があり、駐車場及び進入路・緑地分の雨水が入ってきても十分な計算となっています。

この計算書は建設部道路課に見てもらって確認をとっています。

新たな駐車場建設にあたり、雨水対策として調整池を設置するというところで、数値等について問題ありませんとのことでした。

そして、地元自治会長と周辺の方への説明は、工場の責任者が1件1件訪問し説明をされています。9件説明されています。

自治会長からは雨水の心配をしていると言われ、調整池を設置するなどの対策をさせていただくとの回答。

また周辺の方々からは、特に苦情とか要望はなかったと聞いています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番　・・・　委員

現地調査員

第3号議案　農地法第5条の規定による許可申請の4番について報告します。

4番の申請地は・・・の一角にあり、・・・番、・・・番については、北側は譲受人の宅地、東側は農地及び国道、南側は所有者の宅地、西側は宅地となっております。

・・・番については、北側及び西側は所有者の宅地、東側は宅地、南側は道路となっております。

雨水は調整池を設置し集水桝を経由して道路側溝へ放流及び自然流下となっております。

私たち現地調査員としましては、今日詳しく雨量計算等を見せてもらいましたが、現地調査の時は、これが全くなくて、我々としては30の40の側溝で駐車場が2反以上のアスファルト舗装ということで、果たして、このU字溝で飲み込むだろうか、そこは一応心配してまいりました。

今日の説明では、雨量計算としてはこの側溝で飲み込むという説明でしたが、・・・のちょっと上から上っているのですけども、そこが市道にU字溝の40の30が通っているのですけども、直接大きな側溝が・・・と市道の間、測ってはおりませんが、深さが1メートルぐらいで、幅が50センチぐらいの大きな側溝があるのですけども、その側溝に直接行けばいいのですけども、くの字になって・・・の・・・の真横ぐらいから斜めにそれに突っ込んでありますので、カーブのところで大きな雨が来た時に・・・に被害がないのか、そのところを懸念に思っておりました。

それで、皆様方が十分協議していただければ結構かと思えます。以上です。

議長

只今、説明がありましたが、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請4番について、ご意見等がありませんか。

・・・番

被害防除計画書の効力がどこまであるのかを、まずお尋ねしたいと思います。

この4条、5条申請をするときは、過去には周囲の印鑑が必ず必要だったのですけども、変わって被害防除計画書を添付して申請となっておりますけども、周辺の農地、人家、道路水路への土砂流失、たい積、崩壊等による被害を生じさせないための対策と言うことになっておりますけども、一番下の、転用申請者が署名、捺印をするところ、万一、隣接農地に非該当が生じた場合については、申請人の責において解決します。と書いてありますが、これはあくまで農地について、申請人の責において解決しますとなっております。

しかし、上のほうには、周辺の農地、人家、道路水路への土砂流失、たい積、崩壊等による被害を生じさせないための対策。とありますけども、どのように理解したらよろしいのでしょうか。

今の、申請地の場所は、下にあまり農地はありません。人家だったり道路だったりするのですけども、どのように理解すればいいのでしょうか。

事務局

・・・委員の質問ですけども、被害防除計画の効力ということですが、今言われた一番下の、隣接農地に被害が生じた場合については、申請人の責において解決します。となっております署名、捺印をいただいているのですが、被害防除計画については、ここには農地と書いてありますけれども、

隣接地に土砂が流失するなどの被害がある場合は、住宅も含むと確認しております。
ですから、農地に限らず、被害がある場合には意見を付していただくということになります。

・ ・ 番

そこを確認しておかないと、農業委員としての責がありますので。

・ ・ 月の総会の時に、競売の資格証明の申請の時に意見を言っていなかったら、調整池もできていなかったわけですね。最大100ミリ以上は流れないように対策をされたわけですね。本来なら10月の申請の時にしななければいけなかった条件ではなかったのかなと思います。意見がいろいろ出たから計画が変わって、雨量計算書についても今回出ていますけども、こういうものも、前回の申請の時にしなしてもらった資料ではなかったかなと思います。

それと、ここでは許可相当として県に進達しますね。それが、許可は島原市長なのか、島原市長が許可するのでしょうか。許可相当で県に出す、県が認めたなら市長が許可するということですね。

たとえばここに書いてある要件を守らなかった場合、違反要件が見つかった場合は市が指導しなければいけないのでしょうか。

事務局

今の質問ですが、農業委員会は意見を付して県に進達し、許可権者は県知事になります。

また、許可要件に該当しない場合は、農業委員会が指導して、守らない場合は県に報告して、県が文書で指導することになります。農業委員会が指導しても守らない場合は、県に報告して県が指導することになり、最悪、許可の取消しもできるとなっております。

・ ・ 番

県知事が許可する。その時は、例えば被害防除計画どおりされない場合は、市が指導する、それは農業委員会がするわけですか、いろんな意見があった場合は計画書に沿った工事をしてもらわなければいけないので、そういう場合はしっかり確認をしていかなければいけないと思います。

事務局

市長の権限はありません。あくまでも農業委員会が意見書を付けて出すことになり、県が許可となります。農業委員会の意見が許可相当ということであれば、県はそれに対して、書類審査を行い許可を出しますので、条件は付けないと思います。農業委員会がなにも書かなければ県は、条件は付けないと思います。条件を付けた方がいいということであれば、農業委員会が意見書にこういう条件を付けた方がいいと意見書に書いて県に意見書を出して県が許可書に条件を付けることになります。

農業委員会は許可どおり工事をしていなければ指導はできるが、もちろん県もできるが、許可違反があれば農業委員会でも指導しますし、指導を聞かない場合は県に報告して県から指導することになる。

議長

他にありませんか。

・・・番

先ほど言いましたように、30の40の側溝があるんですけども、その上に舗装された駐車場ができるわけですけども、その側溝に接続されるわけですけども、はたしてその側溝で飲み込むのか不安に思っているのんですけども、そのへんは事務局として何か聞いていないですか。

事務局

・・・委員の質問ですけども、この流量の計算では幅30センチ、40センチの流失量は毎秒0.38ということで数字があがっております。上の駐車場及び進入路、緑地分の流出量が0.023となっておりますので十分な計算になっていると聞いています。建設課にも確認してこの計算ならば、問題ないと返答をいただいております。

・・・番

側溝は、新しく作った側溝ということですか、上からは流れてこないと。

上から流れる分もあるなら、その分だけ計っても大丈夫かなと思うのんですけども、大丈夫なんですか。

事務局

図面を見て確認していただきたいと思います。

お手元に配布しております資料の1枚めくったところに、平面図があると思いますが、これを見ていただきますと、色が黒くなっている分が、新たに駐車場になっておりまして、その分が先ほど説明しました調整池となります。

右側が67m³、左側が33m³ということで、合わせて100トンの雨量を溜めることができると聞いております。

そして、下側の緑地とか進入路がありますが、まず、新しく作る駐車場ですけども、100トンで溜めることのできる調整池があって、100ミリのVUの配管分しか行かないとなっております。

そして先ほど言われました、・・・番の緑地、それと進入路については現状が今と変わらないため今までと変わらない雨量ということで話を聞いております。

・・・番

現在ある側溝は上からもけっこう流れて、現在の雨量で計画されて作っているわけですね。

それにプラスそれだけの量が出てくれば到底大きな側溝でも対応できないと思うのんですけども、上から流れてくる量も計算されているのか、今までの話を聞いていると、その降った量の雨量についてしか計算してないと思えるがそのへんはどうなっているのか。

事務局

・・委員の質問ですけれども、市道の側溝ですけれども、幅30センチの40センチの深さで毎秒0.38トン処理できる計算となっております。

この調整池を作らなかった場合にでも排水管に接続した場合でも断面の4分の3ぐらいにしかないと行政書士からは聞いています。

・・番

先ほど、この調整池が100トン溜まると説明があったんですけども、これが私も前回の・・・・の駐車場をこういうふうに作っておられるわけですけれども、それにどうしても理解できなかったんですけども、今回は現場を見に行き、前回のはバラスを敷いて真ん中にU字溝を付けて一気に流れないように、そこで受けて流すんだという説明だったわけですけれども、今回はバラスではなくアスファルト舗装をすると聞いております、真ん中を少しくぼめにしてそこに降った雨水排水を流すということで、どうしてここに100トンどうして溜まるのか、低いところに流れて、ため池みたいに堤防か擁壁なんかしていれば何トンと計算できるのですけれども、これを真ん中を少しくぼめてそこに寄せて流すのになんで100トン溜まるのか疑問に思うわけですけれども、そのへんはどうですか。

事務局

ただいまの質問ですけれども、先ほどの平面図の一番下の方に標準断面図があります。先ほど委員が言われたように、中央部分を一番低くしまして約15センチ程低くしまして、そこに取水柵750ミリの取水柵を設置しまして、両方に一か所ずつ作られてそこから流れることとなります。

そして、資料の5ページを開いてください。下の方に表があるかと思いますが、この計算は先ほど説明しましたけれども、10分間に144ミリの大雨が降った時で計算しております。先ほど100トンと言いましたけれども、この計算上でいけば、継続時間が80分、90分にしたときに最高で100トン溜められますが、64トン溜まるという設計になっているそうです。

10分で144ミリとなって、流れ出る量もあって調整池には23トンしか溜まらないとなっております。

・・番

今の説明で降った雨の真ん中に四角いU字溝みたいなのがありますが、これで排水できない分が溜まるということではないかと解釈したんですけども。

事務局

先ほど説明したのですけれども、溜まりまして一定量しか流れないということでございます。

議長

他にありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第3号議案の4番は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請の4番は許可相当と認め、県知事に意見書を送付することに決定します。

次に、第4号議案 非農地証明願いの1番について上程します。

事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの1番について説明します。

1番の申出人は……の……さんで、申請地は昭和45年月日不詳頃から隣接する山林が迫り、雑木及び竹林が繁茂し山林となっております。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

…番 …… 委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの1番について報告します。

1番の申請地は……の一角にあり、北側は水路を挟んで農地法第5条の規定による許可申請3番の農地、東側は道路用地、南側は水路を挟んで山林、西側は宅地となっております。

現地を見ますと、隣接の山林と一体に雑木が繁茂しており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の1番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の1番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の1番は非農地証明書を交付することに決定します。次に、第4号議案 非農地証明願いの2番について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第4号議案 非農地証明願いの2番について説明します。

2番の申出人は・・・の・・・さんで、申請地は平成7年月日不詳頃から作業場及び倉庫用地として利用されています。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今の説明に関連して、現地調査員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

・・・番 ・・・ 委員

現地調査員

第4号議案 非農地証明願いの2番について報告します。

2番の申請地は・・・の一角にあり、北側及び東側は申請者の宅地、南側は道路、西側は申請者の農地となっております。

現地を見ますと、申請人の倉庫と一体に利用されており、非農地証明を交付することに問題なしと見て参りました。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

只今、説明がありましたが、第4号議案の2番について、ご意見等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第4号議案の2番は非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第4号議案の2番は非農地証明書を交付することに決定します。次に、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について上程します。本件については、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、除斥の必要がありますので、・・・番　・・・・・・　委員、・・・番　・・・・・・　委員の退場を求めます。

(・・・・・・　委員、・・・・・・　委員　退場)

事務局の説明を求めます。

事務局

第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画(案)の承認を得ようとするものであります。

利用権設定については、議案集5ページから11ページに記載のとおりで

耕作権の新規設定　6件　18筆　14,888.00㎡

耕作権の再設定　30件　63筆　59,890.65㎡

合　計　36件　81筆　74,778.65㎡

です。

次に、農業経営基盤強化促進法による所有権移転については、議案集12ページに記載のとおりで、2件　8筆　8,886.00㎡です。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、第5号議案　農用地利用集積計画(案)を承認することに決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

異議なしと認めます。よって、第5号議案、農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画(案)は承認することに決定します。

・・・番 …… 委員、・・・番 …… 委員の入場を求めます。

(・・・ 委員、・・・ 委員 入場)

議長

・・・委員、・・・委員に関する案件も含め、承認することに決定しましたので報告します。次に、第6号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について上程します。事務局の説明を求めます。

事務局

第6号議案、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について説明いたします。

この議案は、今日の総会で先程承認をいただきました長崎県農業振興公社に貸借する分の6筆4,245㎡分と配分解約分の1筆1,255㎡分について、島原市より「農用地利用配分計画(案)」の提出がありました。

機構が中間保有することの審査決定を受けた後に、機構が貸し付ける担い手として適当かどうかの意見を聴取してもらえば、総会日に農用地利用集積計画(案)の審査決定と配分計画(案)の意見聴取を同日の会で良いとなっています。

については、「農地中間管理事業の実施に関する規定」の10—(2)に基づき、農業委員会の意見を聴取することになっています。

議案集の13ページをご覧ください。

・・・の・・・さんは、賃貸借後の耕作面積は25,192㎡、農機具はトラクター1台、トラック2台等の農業機械器具を所有し、農業従事者は本人・妻・父の3名で、主に野菜等を作付されています。

また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

次に・・・の・・・さんは、農地所有適格法人で賃貸借後の耕作面積は9,398㎡、農機具はトラクター3台、選別機1台等の農業機械器具を所有又はリースし、農業従事者は5年以上の常時雇用者3人と臨時雇用者で、農業経営計画に則り主に野菜等を作付されています。

また通作距離も問題なく、すべての許可要件を満たしております。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長

ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見等がありませんので、中間管理機構を介した農用地利用配分計画(案)について、問題なしということで市に回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」という発声)

議長

ご異議がないようですので、第6号議案は問題なしということで市に回答することに決定します。次に、報告事項です。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第1号、合意解約通知書について報告します。

議案集14ページに記載のとおりで、2件 2筆 6,616.12㎡の届けがありました。

次に、報告第2号、使用貸借解約通知書について報告します。

議案集は15ページに記載のとおりで、3件 10筆 8,678.28㎡の届けがありました。

次に、報告第3号、農業用施設届については、議案集16ページに記載のとおりで、1件 1筆 198.00㎡の届けがありました。

議長

ただいまの報告に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

(「なし」という発声)

議長

ご意見、ご質問等がないようですので、以上で第31回島原市農業委員会に付議されました案件はすべて議了しました。

これで、第31回島原市農業委員会総会を閉会します。

午後5時01分